

特別養護老人ホーム 峰林荘

峰林荘は介護保険の指定を受けています
(茨城県指定 第 0872400064 号)

峰林荘への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」と認定された方が対象となります。ご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◇目次◆◇

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 施設経営法人 | 9. 契約者が病院等に入院された場合の対応 |
| 2. ご利用施設 | 10. 円滑な退所のための援助 |
| 3. 居室の概要 | 11. 残置物引取人 |
| 4. 職員の配置状況 | 12. 苦情の受付 |
| 5. 提供するサービスと利用料金 | 13. 緊急時の対応 |
| 6. 非常災害時の対策 | 14. 事故発生時の対応 |
| 7. 入所中の医療の提供 | 15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 |
| 8. 退所していただく場合(契約の終了) | 16. 入所時リスク説明書 |

1. 施設経営法人

- | | |
|------------|------------------------|
| (1)法人名 | 社会福祉法人 峰林会 |
| (2)法人所在地 | 茨城県守谷市野木崎1931 |
| (3)電話番号 | 0297-48-3587 |
| (4)メールアドレス | hourinso@hourinkai.com |
| (5)代表者氏名 | 理事長 武田敏也 |
| (6)創立年月日 | 昭和48年5月4日 |

2. 利用施設

(1)施設の種類

ユニット型介護老人福祉施設・茨城県指定 第 0872400064号

(2)施設の目的

ユニット型介護老人福祉施設は、介護保険法に従いご契約者(利用者)がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

峰林荘は、身体又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- | | |
|-----------|---------------|
| (3)施設の名称 | 特別養護老人ホーム峰林荘 |
| (4)施設の所在地 | 茨城県守谷市野木崎1931 |
| (5)電話番号 | 0297-48-3587 |

(6)施設長(管理者)氏名 菅谷正樹

(7)施設の運営方針

利用者が様々な障害を持ちながらも明るく健常者に近い生活ができるよう援助していく。

(8)事業開始年月日 昭和 49 年 4 月 15 日

(9)入居定員 40 人 4 ユニット

3. 居室の概要

(1)居室等の概要

峰林荘では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1 人部屋)	40 室	ユニット型個室 40 床
食堂	4 室	ユニット毎に1室
機能訓練室	1 室	【主な設備機器】平行棒・リハビリ階段
浴室	2 室	機械浴・一般浴・ユニットバス
シャワー	2 室	
医務室	1 室	
静養室	1 室	

※厚生労働省の定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている設備です。

(2)居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

峰林荘では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1)主な職員の配置状況

職種	指定基準
1. 施設長(管理者)	1 名
2. 介護職員	14 名
3. 生活相談員	1 名
4. 看護職員	2 名
5. 機能訓練指導員	1 名
6. 介護支援専門員	1 名
7. 管理栄養士	1 名
8. 医師(内科・歯科・眼科・皮膚科)	必要数

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 10:00～12:00 毎週金曜日 10:00～12:00
2. 介護職員	各勤務体制時間帯における標準配置人員 早番: 7:00～16:00 4名 遅番: 10:00～19:00 4名 遅番2: 13:00～22:00 4名 夜勤: 22:00～ 7:00 2名 当直: 17:30～ 8:30 1名
3. 看護職員	勤務体制時間帯における標準配置人員 日中: 8:30～17:30 2名

5. 提供するサービスと利用料金

施設では、ご契約者に対して(1)に掲げるサービスを提供します。

(1) 施設が提供する基準介護サービス(入所契約書第3条参照)*

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、ご契約者の所得区分に応じ7～9割が介護保険から給付されます。

① 居室の提供

② 食事 管理栄養士の立てる献立表により栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。

朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

③ 入浴 入浴又は清拭を週2回以上行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するために訓練を実施します。

⑥ 健康管理 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

(2) サービス利用料金(契約書第5条参照)

料金表(別紙参照)によって、ご契約者の要介護に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事および居室に係る自己負担額をお支払い下さい。

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度および所得区分に応じて異なります。

ア. ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、発行依頼を2週間程度前に

申し出て下さい。

- イ. 入所した日から起算して 30 日以内の期間は一日あたり 30 単位の初期加算があります。(30 日を越える入院後に再入所した場合も同様)
- ウ. 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- エ. 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とし、食費、居住費の軽減が受けられます。(別紙参照)
実際の負担額は日額で設定されます。
- オ. ご契約者が、短期入院又は外泊された場合、月 6 日を限度として、外泊時費用を負担していただきます。月 6 日の限度を超えた場合は、居室に係る自己負担額(個室 2,300 円/日)がかかります。

(3) (1) 以外のサービス(契約書第 3 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 特別な食事(酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて、主治医と管理栄養士と相談の上、特別な食事を提供します。

利用料金: 要した費用の実費

② 理髪・美容

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金: 要した費用の実費

③ 貴重品の管理

ご契約者の合意のもと、貴重品・文書等管理サービスを行っています。詳細は以下の通りです。

ア. 介護保険被保険者証: 介護保険負担割合証: 後期高齢者医療資格確認証者証等の保管・管理

イ. 保管管理者: 施設長

利用料金(貴重品管理費): 1 か月あたり 2,000 円

尚、金銭出納管理サービスについては、別途ご相談ください。

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

ア. 施設外行事を行っております。

イ. クラブ活動(書道、華道等)

利用料金: 要した費用の実費

⑤ 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただく事が適当であるものについては、費用をご負担いただきます。

例: 入院時のおむつ、洗濯代等

⑥ 買い物等の代行サービス

ご契約者並びにご家族の希望に基づいて行うサービスです。

利用料金: 代行代 1 回 300 円

⑦ 本人・家族が希望する通院時等の移送サービス

利用料金: 燃料代 1 km 20 円

⑧ 文書を発行するサービス

利用料金: 領収書発行(再発行含む) 1 通 300 円

⑨ コピーサービス

ご契約者はサービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合。

利用料金: 1枚 10円

⑩ 持込電気用品の電気料金

テレビ、ラジオ、冷蔵庫、空気清浄機、携帯電話等

利用料金: 1台1か月あたり 500円

⑪ その他

ア. インフルエンザ、コロナ等の予防注射、ノロウイルス検査、郵便物の転送費用等

利用料金: 要した費用の実費

イ. おむつ代は介護保険給付対象となっておりますので、ご負担の必要はありませんが、個人的に希望される場合は、個別でお持ちいただくか別途請求とさせていただきます。

ウ. 経済状況の著しい変化や制度改正等やむを得ない事由がある場合には、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに通知させていただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条)

前記(1)～(3)の料金、費用は、1か月ごとに計算してご請求します。お支払いは以下の方法かお振込み(振込み手数料はご利用者負担)で現金での取り扱いは行っていません。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

金融機関口座からの自動引き落としをお願いしています。
利用できる金融機関: ゆうちょ銀行、常陽銀行等(他 I-NET 加盟銀行)

6. 非常災害時の対策

非常時の対策	「峰林荘消防計画」に基づき対応を行います。
避難訓練	消防計画にのっとり年2回夜間・昼間を想定した避難・防災訓練を利用者と共に行います。
防火設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知機、誘導灯、防火扉、屋内消火栓カーテンは防災性能のあるものを使用しています。
消防計画等	守谷消防署へ届出しております。 防火管理者: 菅谷正樹

7. 入所中の医療の提供

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。)

(1) 嘱託医

医療機関名	総合守谷第一病院 (守谷市松前台1-17)
氏名	内科医 城賀本 満登

(2) 協力医療機関

医療機関名	総合守谷第一病院 (守谷市松前台1-17)
-------	-----------------------

診療科	内科、心療内科、外科、脳神経外科、整形外科、耳鼻咽喉科 小児科、婦人科、産科、泌尿器科、眼科、皮膚科、
-----	--

(3) 協力歯科医療機関

医療機関名	染谷歯科（守谷市松ヶ丘 2-40-7）
-------	---------------------

(4) 眼科

医療機関名	大原眼科（守谷市中央 3-11-2）
-------	--------------------

(5) 皮膚科

医療機関名	新守谷皮膚科クリニック（守谷市立沢 142-16）
-------	---------------------------

8. 退所していただく場合（契約の終了）

峰林荘との契約では、契約が満了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、峰林荘との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要介護2以下と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者からの退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業所からの退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条）

契約書の有効期間内であっても、ご契約者から峰林荘へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、30日間の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者

等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、契約をしがたい重大な事情を生じさせた場合

④ご契約者が継続して 3 か月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

9. 契約者が病院等に入院された場合の対応

入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

(1) 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であつても所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり 246 単位)

(2) 7日間以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、退院後においても夜間に医療行為を行うことが見込まれる場合は、契約を解除することができます。

また、入院期間中であつても居室使用料金をご負担いただきます。

(3) 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、峰林荘に再び優先的に入所することはできません。また、入院期間中であつても居室使用料金をご負担いただきます。

10. 円滑な退所のための援助

ご契約者が峰林荘を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

(1) 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介

(2) 居宅介護支援事業者の紹介

(3) その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

11. 残置物引受人(契約書第 20 条)

入所契約が終了した後、峰林荘に残されたご契約者の残置物(所持品)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、身元引受人・身元保証人に連絡のうえ、2 週間以内に残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または身元引受人・身元保証人にご負担いただきます。

12. 苦情の受付

(1) 峰林荘における苦情の受け付け

苦情やご相談は専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口(担当者) 生活相談員

電話 0297-48-3587 FAX 0297-48-3566

メールアドレス hourinso@hourinkai.com

また、苦情受付ボックスを玄関脇カウンターに設置しています。

峰林荘では、苦情解決にあたり公平、中立な立場にある第三者委員会を設置しております。

(2)行政機関その他苦情受付機関

守谷市介護福祉課	茨城県守谷市大柏 950-1 守谷市役所 電話番号 0297-45-1111
国民健康保険団体連合会	茨城県水戸市笠原町 978 番 26 (茨城県市町村会館内) 電話番号 029-301-1565
茨城県運営適正化委員会 (茨城県社会福祉協議会)	茨城県水戸市千波町 1918 (茨城県総合福祉会館内) 電話番号 029-305-7193

13. 緊急時の対応

峰林荘は、現に指定介護福祉サービスの提供を行っているときにご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

14. 事故発生時の対応

ご契約者に対する指定介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に沿って、速やかに保険者、ご契約者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし

16. 入所時リスク説明書

峰林荘ではご契約者が施設で、快適な生活が送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご契約者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、以下の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。《高齢者の特徴に関して》

- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折、外傷、頭蓋骨内損の恐れがあります。
- ☐ 特別養護老人ホームは生活の場であること、原則的に拘束を行わないことから転倒、転落による事故の可能性がります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状況にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ☐ 加齢や、認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥、誤飲、窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢者であることにより脳や心臓の疾患により、急変、急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、医師と家族に相談し、病院へ搬送を行うことがあります。

説明でご不明な点は遠慮なくお尋ね下さい。

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造り 2階建一部鉄筋建
- (2) 建物の延べ床面積 3270.85㎡
- (3) 併設事業 次の事業を併設して実施しています。
 - [地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護]
平成27年2月3日指定 茨城県0892400045号 定員20名
 - [短期入所生活介護]
平成27年2月3日指定 茨城県0872400759号 定員5名
 - [地域密着型通所介護] 峰林荘通所介護事業所
令和4年4月1日指定 茨城県0892400094号 定員18名
 - [居宅介護支援事業] あかり居宅介護支援事業所
平成11年11月11日指定 茨城県08724000114号 定員(最大)160名
- (4) 施設の周辺環境 * 日当たり良好な、静かな環境にある事業所です。

2. 職員の配置状況

- (1) 介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- (2) 生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。
- (3) 看護職員・・・ご契約者の健康管理や療養上の世話を行うとともに、日常生活上の助言等も行います。
- (4) 機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。
- (5) 介護支援専門員・・・ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。
- (6) 医師・・・・・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
- (7) 管理栄養士・・・健康状態に応じた献立を作成するとともに、季節感のある食事を取り入れ、楽しみのある食事の提供を行ないます。
- (8) 調理員・・・・・・・温かい食物は温かく、冷たい物は冷たく、見た目が美味しく、喜んでもらえる食事を提供します。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。ケアプランの作成及びその変更は次の通り行います。

- ① 峰林荘の介護支援専門員(ケアマネジャー)に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の面談業務を担当させます。
- ② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 施設サービス計画は、6か月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認させていただきます

4. サービス提供における事業者の義務

峰林荘は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1)ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2)ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護師職員と連携のうえ、ご契約者からの聴取、確認します。
- (3)ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- (4)ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は身元引受人・身元保証人の請求に応じ閲覧させ、複写物を交付します。
- (5)ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- (6)ご契約者に対する虐待行為はいかなる場合においても行いません。虐待を受けている恐れがある及び虐待の事実が認められる場合には関係機関(市役所及び警察)へ速やかに通報します。
- (7)事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、ご契約者に緊急な医療上必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

峰林荘のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

入所にあたり、包丁・ナイフ等、ライター・マッチ等(施設側でお預かりさせていただきます。)、生もの、その他危険性のあるものは、原則として持ち込むことができません。

(2)面会

面会時間 10:00～17:00

- ① 来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。
- ② 来訪される場合、生ものの持ち込みはご遠慮下さい。

(3)外出・外泊

外出・外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4)食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。ただし、1食でも食した場合は、1日分をいただきます。

(5)施設・設備の使用上の注意

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合に

は、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④ 峰林荘の職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

6. 個人情報の利用目的

個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」による利用者の個人情報の「利用目的」は次の通りです。

(1) 利用目的

峰林荘では個人情報を業務上必要な範囲において利用します。但し、下記の目的以外には利用しません。

- ① 施設が利用者に運用するサービス
- ② 介護保険事務
- ③ 利用者のために行う管理運営業務(入退所の管理、会計、介護事故、緊急時等の報告、利用者の介護・医療サービスの向上)
- ④ 施設のために行う管理運営業務(介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習の協力、施設において行われる事例研究等)

(2) 第三者への提供

峰林荘では下記の利用目的のために、利用者及び家族の個人情報を第三者に提供する事があります。

- ① 他の介護事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
- ② 利用者の診察にあたり、外部の医師の意見や助言を求める為、会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ③ 虐待を受けている恐れがある及び虐待の事実が認められる場合の市役所への届出
- ④ 介護保険事務の委託(一部委託を含む)
- ⑤ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び機関からの照会への回答
- ⑥ 保険者からの照会への回答
- ⑦ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑧ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑨ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合

7. 損害賠償について

峰林荘において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その賠償の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和 年 月 日

1、介護福祉施設サービス費基本部分(ユニット型 1日につき)

1単位:10,45円

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型個室	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位

2、介護福祉施設サービス費加算について(令和6年7月1日)

1単位:10,45円

介護福祉施設サービス費加算	計上	単位数
夜勤職員配置加算Ⅱイ	○	27単位/日
看護体制加算ⅠⅡ	○	(Ⅰ)6単位/日 (Ⅱ)13単位/日
協力医療機関連携加算	○	50単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算ⅠⅡ	○	(Ⅰ)10単位/月 (Ⅱ)5単位/月
退所時(入院時)情報提供加算 (入院時のみ)	○	250単位/月
経口維持加算(対象者のみ)	○	400単位/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	○	110単位/月
栄養マネジメント強化加算	○	11単位/日
療養食加算(対象者のみ)	○	18単位/日
科学的介護推進体制加算Ⅱ	○	50単位/月
排泄支援加算Ⅰ	○	10単位/月
個別機能訓練加算ⅠⅡⅢ	○	(Ⅰ)12単位/日 (Ⅱ)20単位/月 (Ⅲ)20単位/月
褥瘡マネジメント加算 (対象者のみ)	○	3単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	○	10単位/月
認知症チームケア推進加算	○	120単位/月
看取り介護加算ⅠもしくはⅡ (対象者のみ)	○	(ⅠⅡ)72単位/日 死亡日前45日～31日
		(ⅠⅡ)144単位/日 死亡日前4日～30日
		(Ⅰ)680単位/日 (Ⅱ)780単位 死亡日前 前日 前々日
		(Ⅰ)1280単位 (Ⅱ)1580単位/日 死亡日
配置医師緊急時対応加算 (対象者のみ)	○	325単位(勤務時間外) 650(早朝、夜間) 1300(深夜)
サービス提供加算Ⅱ	○	18単位/日
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	○	基本サービス、加算を合わせた17.6%
初期加算(対象者のみ)	○	30単位/日(入所日から30日間)
外泊時費用(対象者のみ)	○	246単位/日・月6日限度

※ご入居者の状況、職員の体制により変動があります

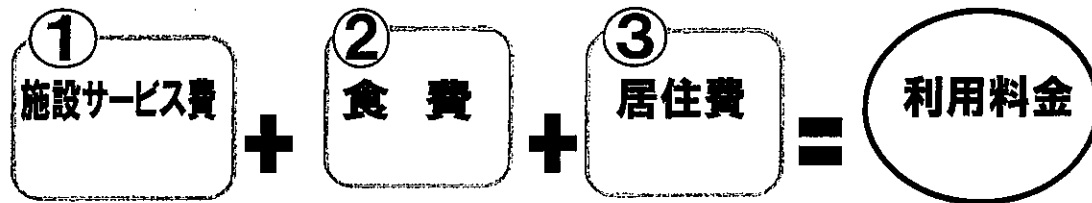
3、施設の居住費・食費の負担額(実際の負担額は、日額で設定されます)

対象者		区分	居住費 ユニット型個室	食費
非市町村民 課税世帯	生活保護受給者	負担限度額 1	880円	300円
	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計 所得金額の合計が 82.65 万円以下など	負担限度額 2	880円	390円
	負担限度額 2 段階以外 の方(課税年金収入等 が①82.65 万円～120 万円以下 120万超)	負担限度額 3	①1370円 ②1470円	① 680円 ②1420円
上記以外の方		負担限度額 4	2300円	1900円

入居サービス概算料金表

利用料金の仕組み

利用料金は、基本料金的な①施設サービス費と、所得状況によって②食費と③居住費の組み合わせで構成されています。



1. 概算利用料金表 (31日あたり)

(令和8年8月)

		ユニット			地域密着型		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
①.概算利用 料金表 (加算含む)	要介護3	35,000	70,000	105,000	33,000	66,000	99,000
	要介護4	38,000	76,000	114,000	36,000	72,000	108,000
	要介護5	40,000	80,000	120,000	38,000	76,000	114,000
②食費	第1段階	9,300					
	第2段階	12,090					
	第3段階①	21,080					
	②	44,020					
	第4段階	58,900					
		ユニット型個室			地域密着 個室 多床室(2人部屋)		
③居住費	第1段階	27,280			11,780	0	
	第2段階	27,280			14,880	13,330	
	第3段階①	42,470			27,280	13,330	
	②	45,570			30,380	16,430	
	第4段階	71,300			41,850	31,000	

※上記の利用料金表は概算となりますので、あくまで目安としてご覧ください。

※①の施設サービス費は所得に応じて負担割合が1割～3割と定められています。

2. 食費・居住費 自己負担上限額(1日あたり)

	食費	居 住 費	
		ユニット	地域密着 個室 多床室(2人部屋)
第1段階	300	880	380 0
第2段階	390	880	480 430
第3段階①	680	1,370	880 430
②	1,420	1,470	980 530
第4段階	1,900	2,300	1,350 1,000

※市町村への申請により「介護保険負担限度額認定証」が発行されます。(所得に応じて第1～第4段階に区分され、段階に応じた金額がかかります)

社会福祉法人 峰林会
 特別養護老人ホーム 峰林荘
 〒302-0117 守谷市野木崎1931
 0297-48-3587